

## 「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」に関する検討の進め方(案)

「放送システムに関する技術的条件」(諮問第 2023 号)のうち「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」に関する調査項目について、委員会が必要とする情報を収集し、委員会の検討を促進させるために「STL/TTL 作業班」、「ギャップフィラー作業班」を設置し、調査することとする。

### 1. 技術的条件を調査するための前提条件

放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ(平成 25 年7月 17 日)を踏まえ、総務省では、AM ラジオ放送の難聴対策や災害対策のため、FM ラジオの周波数(76MHz から 95MHz)を利用した FM 補完中継局の制度整備を行い、平成 26 年 5 月から当該 FM 補完中継局の免許手続きを進めている。

さらに、当該中間取りまとめにおいてラジオネットワークの強靱化を図る観点から、以下の点が指摘された。

- (1)従来、AMラジオの番組中継回線として利用されてきた VHF 帯 STL/TTL の周波数(60MHz、160MHz)を一層活用することとし、コミュニティ放送などの FM ラジオ放送の番組中継回線としてステレオ放送の中継を可能にすること。
- (2)リアス式海岸地域や山間地等において FM ラジオ放送(FM 補完中継局を含む)の放送区域に発生する極小規模な難聴地域を解消するため、その対策として FM ラジオ放送用周波数を利用したラジオのギャップフィラーの導入を進めること。

このような背景を踏まえ、放送用 STL/TTL 回線の高度化、ラジオのギャップフィラーの整備を図るため、必要な技術的条件の検討を開始するものである。

#### ○対象周波数

- (1)60MHz 帯(54~68MHz)及び 160MHz 帯(162~169MHz)とする。
- (2)超短波放送の周波数帯(76~95MHz)とする。

#### ○被干渉・与干渉システムの範囲

上記対象周波数に掲げる周波数帯及び近接する無線システム等を被干渉・与干渉として調査を行うこととする。

### 2. 検討事項

「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」の検討に向けて、1に掲げる対象周波数帯の利用状況等を考慮しつつ、以下の事項を調査・検討する。

- (1)「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」及び近接する周波数帯に存在する無線システムとの共用条件、必要な技術的条件、運用条件等

(2) 上記以外の事項についても、関連する技術動向、需要動向等を踏まえ、必要に応じて技術的条件に係る調査を実施する。

3. 作業班の設置要綱

別紙1及び別紙2のとおり。

4. 作業班の構成員

別紙3及び別紙4のとおり。

5. 当面のスケジュール

別紙5のとおり。

6. その他

検討に資するため、本委員会において、上記2の検討事項に広く意見募集の機会を設けることとする。(別紙6のとおり。)

## STL/TTL 作業班の設置要綱について

放送システム委員会における「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」に関する検討に必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「STL/TTL 作業班」を設置することとする。

### 1. 作業班の運営等

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任代理は、主任が不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (5) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (9) 作業班において調査された事項については、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他、作業班の運営については、主任の定めるところによる。

### 2. 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

### 3. 事務局

作業班の事務局は、情報流通行政局放送技術課が行う。

## ギャップファイラー作業班の設置要綱について

放送システム委員会における「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」に関する検討に必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために「ギャップファイラー作業班」を設置することとする。

### 1. 作業班の運営等

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任代理は、主任が不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (5) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (9) 作業班において調査された事項については、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他、作業班の運営については、主任の定めるところによる。

### 2. 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

### 3. 事務局

作業班の事務局は、情報流通行政局放送技術課が行う。

## 情報通信技術分科会 放送システム委員会 STL/TTL 作業班 構成員(案)

(敬称略、構成員は五十音順)

荻野 喜美雄	(一社) 日本コミュニティ放送協会	理事・相談役
小竹 信幸	(一財) テレコムエンジニアリングセンター	企画・技術部門 技術グループ 担当部長
甲斐 章	(株) NHKアイテック	放送・通信ネットワーク事業部 ソリューション技術部 (企画・開発) チーフエンジニア
主任 甲藤 二郎	早稲田大学 理工学術院	教授
川島 修	(株) エフエム東京	技術部長
平川 靖紀	日本放送協会	技術局 計画部 副部長
丸山 活輝	信越放送 (株)	技術局 技術部長
三浦 洋	(株) ニッポン放送	技術局長
宮下 敦	(株) 日立国際電気	映像・通信事業部 製品設計統括本部 通信装置設計本部 放送設備設計部 部長

## 情報通信技術分科会 放送システム委員会 ギャップフィラー作業班 構成員(案)

(敬称略、構成員は五十音順)

主任	伊丹 誠	東京理科大学 基礎工学部 教授
	小竹 信幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 企画・技術部門 技術グループ 担当部長
	大原 久典	マスプロ電工(株) 執行役員 営業開発部長
	川島 修	(株)エフエム東京 技術部長
	倉地 公彦	ひまわりネットワーク(株) ソリューション部門担当 取締役
	櫻井 正司	(株)CBCラジオ 総務部長 兼 技術部長
	嶋田 喜一郎	(一社)日本CATV技術協会 専務理事
	平川 靖紀	日本放送協会 技術局 計画部 副部長
	三浦 洋	(株)ニッポン放送 技術局長
	和食 暁	(一社)日本ケーブルテレビ連盟 常務理事

今後の検討スケジュール(案)

年月	分科会・委員会	作業班
平成 26 年 12 月	<p>12/3 第 47 回 委員会 ・ 検討事項・進め方、作業班の設置</p> <p>上旬 意見募集の実施 (募集期間約 1 か月)</p> <p>12/9 情報通信技術分科会 検討開始報告</p>	<p>12/中旬 第 1 回 作業班 ・ 調査検討事項・進め方の確認</p>
平成 27 年 1 月	<p>中旬 第 48 回委員会 (意見陳述希望があつた場合) ・ 意見聴取</p>	<p>下旬 第 2 回 作業班 ・ システムの概要、周波数、電波の型式、 空中線電力、隣接 ch、その他条件の検討</p>
2 月		<p>下旬 第 3 回 作業班 ・ 他の無線システムとの干渉検討 ・ その他条件の検討</p>
3 月		<p>下旬 第 4 回 作業班 ・ 報告書 (案) の取りまとめ</p>
4 月	<p>中旬 第 49 回委員会 ・ 作業班調査報告 ・ 委員会報告案のパブコメ</p> <p>中下旬 パブコメ開始 (募集期間約 1 か月)</p>	
5 月	<p>下旬 第 50 回委員会 ・ パブコメの結果 ・ 委員会報告とりまとめ</p>	
6 月	<p>中旬 情報通信技術分科会 ・ 一部答申審議</p>	

(案)

平成26年12月〇日

情報通信審議会  
情報通信技術分科会  
放送システム委員会

## 「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」について関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」についての検討を行うため、平成26年12月3日(水)から検討を開始し、平成27年6月頃を目途に答申の取りまとめを行う予定です。

については、平成27年1月中旬に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記の要領により申し出てください。

## 1. 意見陳述を行える関係者

「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」のうち、「60MHz帯(54～68MHz)及び160MHz帯(162～169MHz)のSTL/TTL」、「超短波放送(76～95MHz)のギャップファイラー」に関し、学識経験者又は知見を有する者とします。(国籍を問いません。)

## 2. 意見陳述の方法

意見陳述は、平成27年1月中旬開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、日本語で行うこととします。なお、都合により当日の意見陳述が困難な場合には、文書(日本語に限ります。)による意見の提出も可能とします。

## 3. 意見陳述のために必要な手続き

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名(法人又は団体(以下、「法人等」という。))の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。)、職業(法人等の場合は記載を要しない。))及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又はE-mailにより平成27年1月5日(月)17:00(必着)までに下記4の提出先に提出してください。検討の時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。



#### 4. 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省情報流通行政局放送技術課

担当:向井課長補佐、豊重課長補佐、松元係長、山本係長

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5786

FAX 03-5253-5788(電話連絡後送付を願います。)

E-mail broadcast\_tech\_voice\_atmark\_ml.soumu.go.jp

スパムメール防止のため、「\_atmark\_」を「@」に直して入力してください。